

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 関西塗研工業株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市福島区海老江8-8-7
代表取締役 藤田 廣行
2. 指名停止措置期間 : 令和7年4月25日から令和7年6月5日まで(6週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 関西塗研工業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。
このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 関西塗研工業株式会社が建設業法の規定により、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)」に該当するため。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)